

報告第8号

平成28年度伊賀市一般会計継続費逐次繰越しについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

平成29年6月5日提出

伊賀市長 岡本 栄